

齒科保健課

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標した8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているが、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯の健康状態が改善されてきているところである。各都道府県等におかれては、引き続き、本運動の一層の推進に努められたい。

（1）歯科保健対策の推進等について

生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を図るとともに、都道府県における歯科保健対策を円滑に推進するための「8020運動推進特別事業」は平成24年度においても引き続き実施することとしている。なお、本事業の内容については、政策的事業に特化しているので、各都道府県におかれては、地域の実情を踏まえ、本事業を効果的かつ効率的に実施されるよう努められたい。

また、歯科疾患の予防を目的とした取り組みについては多様な方法があるが、自治体及び学校等の判断に基づいて集団でフッ化物洗口・塗布を実施する場合には、本人及び保護者等に適切な説明を行い、理解を得ること等について、十分に配慮されるよう周知徹底を図られたい。

（2）在宅高齢者に対する歯科保健医療サービスの向上について

在宅高齢者に対する歯科保健医療サービスの向上を図る観点から、

- ① 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」
- ② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」
- ③ 在宅歯科医療希望者の相談窓口や在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸し出しなどを行う窓口を整備する「在宅歯科医療連携室整備事業」

を引き続き実施することとしている。

また、平成24年度では、在宅で療養する者の介護を行う家族等（在宅介護者）への歯科口腔保健等の普及啓発を図るため、在宅歯科医療を行う歯科診療所等に対して、口腔ケア等を通じた知識等の普及啓発に必要な医療機器等を整備する「在宅介護者への歯科口腔

保健推進事業」を実施することとしているので、各都道府県におかれましては、本事業の積極的な活用を図られたい。

(3) 歯科医療の安全確保について

歯科医療の安全確保を効率的に推進するための「歯科医療安全管理体制推進特別事業」については、平成 24 年度においても引き続き実施することとしているので、各都道府県におかれては、本事業を活用し、歯科医療の安全確保の更なる向上に努められたい。

なお、平成 24 年度の「8020 運動推進特別事業」、「在宅歯科医療連携室整備事業」、「歯科医療安全管理体制推進特別事業」は、前年度より予算規模が縮小されているので留意願いたい。

(4) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科保健医療対策として推進している歯科巡回診療車の運営、沖縄や離島の歯科診療班の運営に対する助成については、平成 24 年度においても引き続き実施することとしているので活用されたい。

(5) 食育推進に向けた取組について

平成 17 年 6 月の食育基本法の公布を受け、内閣府を始めとして関係機関において、食育に関する様々な取組が行われているところであるが、歯科保健の立場から食育を推進していく観点から、平成 21 年 7 月に「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめたところ。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/dl/s0713-10a.pdf>

都道府県におかれては、本報告書を参考に、歯科口腔保健の推進の一環として、歯科保健活動における食育を一層推進していただくようご協力をお願いする。

(6) 歯科保健関係行事について

平成 24 年度の行事予定は以下のとおりであるので、都道府県におかれても歯科衛生 思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

(ア) 6 月 4 日～10 日を「歯の衛生週間」とする。

(イ) 第 33 回全国歯科保健大会を 10 月 27 日(土)に青森県で開催予定。

なお、平成 24 年度の「第 61 回母と子のよい歯のコンクール」については、予定どおり実施することとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(7) 歯科疾患実態調査について

平成 23 年度では、国民の歯・口腔の健康状態を把握し、今後の歯科保健事業を立案するための基礎資料を得ることを目的として、昭和 32 年より 6 年毎に行ってきた「歯科疾患実態調査」を各都道府県の御協力のもと実施した。平成 24 年度 6 月に結果の概要、11 月に結果の詳細の公表を予定している。

(8) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

平成 23 年 8 月 2 日に歯科口腔保健の推進に関する法律が成立したことをうけ、歯科口腔保健を今後一層推進していくためには、地方公共団体へ歯科医師及び歯科衛生士が配置されることが望ましい。今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

(9) いわゆる歯みがきサロン等について

現在、歯石・バイオフィルムの除去やホワイトニング等を行うことをうたったいわゆる歯みがきサロン等については、歯科衛生士が歯科医師の直接の指導を受けずに同業務を行っているとの情報が寄せられているところであり、「いわゆる「歯みがきサロン等について」（平成22年8月23日歯科保健課事務連絡）」により通知したところであるので、引き続き関係者に周知を図られるようお願いする。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師臨床研修を巡る状況

平成 18 年 4 月 1 日から歯科医師臨床研修が必修となり、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を受けなければならないこととされ、平成 23 年度は 2,400 名程度の歯科医師が臨床研修を受けている。

なお、平成 23 年 4 月 1 日現在の歯科医師の臨床研修施設数は、単独型及び管理型臨床研修施設が 255 施設（大学病院 100 施設を含む）、協力型臨床研修施設が 1,877 施設である。

(2) 歯科医師臨床研修制度の見直し

歯科医師臨床研修制度は、臨床研修に関する省令の施行（平成 17 年）後 5 年以内に見直しを行うこととなっており、平成 21 年 12 月に取りまとめられ歯科医師臨床研修推進検討会第 2 次報告を踏まえて、平成 22 年 6 月に歯科医師臨床研修制度に係る省令や通知の見直しを行ったところ。

<主な改正ポイント>

- ・新たな歯科医師臨床研修施設（連携型臨床研修施設）の活用
- ・歯科医師臨床研修施設間の連携の推進（いわゆるグループ化の導入）
- ・歯科医師臨床研修施設の指定要件の見直し（歯科衛生士、入院症例の要件等）
- ・申請様式の簡素化
- ・研修管理委員会の機能の充実

また、昨今の募集定員が少数である歯科医師臨床研修施設における研修歯科医の受入れ状況等を鑑み、当該臨床研修施設における歯科医師臨床研修の実施に支障を来さないようにするため、平成 22 年 10 月 28 日付け医政局歯科保健課事務連絡において、歯科医師臨床研修を受けようとする者の当該臨床研修施設における受入れに関する当面の対応を送付しているので、貴管下の都道府県立病院等に周知をお願いする。

(3) 歯科医師臨床研修に係る予算

歯科医師臨床研修費については、臨床研修の指導体制を確保、また、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境の整備に必要な経費として、引き続き予算の確保を図っているところであるが、平成 24 年度では、従来の臨床研修事業に加え、「歯科教育モデル・コア・カリキュラム 平成 22 年度改訂版」により、高齢化への対応、医科と歯科の連携を図るといった観点から改訂された卒前教育の内容を歯科医師臨床研修に反映するため、指導歯科医に対する講習会事業を新たに追加しているので、各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて、格段のご協力を引き続きお願いする。

(4) 歯科医師臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録

歯科医師臨床研修を修了した歯科医師は、本人の申請に基づき歯科医師臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録を行うこととなる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに管轄する地方厚生局を経由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、歯科医師臨床研修施設を通じて、歯科医師臨床研修を修了した歯科医師に対して周知をはかっていたいただきたい（平成 19 年 2 月 23 日付け医政局歯科保健課長通知参照）。

(5) 歯科医師臨床研修における修了等の基準について

都道府県立病院等における修了認定等にあたっては、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政局長通知：平成 19 年 2 月 23 日一部改正）を参考として行うようお願いする。なお、修了認定にあたって疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

3. 「歯科口腔保健の推進に関する法律」について

平成 23 年 8 月 2 日に成立した同法を推進するにあたり、省内関係部局との横断的な連携を図る必要があるため、同年 8 月 26 日に医政局歯科保健課に歯科口腔保健推進室を設置した。また、同年 10 月 14 日には同法第 12 条第 1 項に規定される基本的事項を策定するために、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の下、歯科口腔保健の推進に関する専門委員会を設置するとともに、同年 12 月 8 日より歯科口腔保健の推進に関する専門委員会、同年 12 月 27 日より専門委員会ワーキンググループを開催し、基本的事項の内容等について検討しているところである。

4. 補てつ物等の安全性について

歯科技工の業務については歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）等により適正に運用されるように規律し、もって歯科保健医療の普及及び向上を図っているところであるが、近年、歯科医療技術の進展、物流システムの発展に伴う補てつ物の作成過程の多様化・複雑化により、歯科医療の用に供する補てつ物等（以下「補てつ物等」という。）の安全性に

ついて関心が高まってきている。

こうした中、補てつ物等の作成等について不適切な取扱いが見られることから、平成 23 年 9 月 26 日に歯科医師が患者へ安全に補てつ物等を供給できるように、歯科医師の技工指示書に基づく歯科技工を行うことの徹底及び遵守の要請を図るよう求めた厚生労働省医政局長通知「歯科医療の用に供する補てつ物の安全性の確保について（医政発 0926 第 1 号）」を各都道府県知事宛に発出した。

また、平成 23 年 12 月には、独立行政法人国民生活センターから歯科インプラント治療に関する相談事例等を纏めた「歯科インプラント治療に係る問題－身体トラブルを中心に－」が報告されているので、都道府県においては、同報告の内容に留意し、歯科医療の安全の確保に努められたい。

5. 歯科技工士国家試験について

歯科技工士国家試験の実施については、歯科技工士養成所の所在する都道府県で実施いただいているが、問題作成については、平成 20 年 4 月 30 日付け通知において、試験問題に関しては、複数の自治体において問題を共同で作成し、これらの試験問題を共通で出題しても差し支えない旨を周知したところである。各都道府県においては、引き続き歯科技工士国家試験の実施に関してご協力賜るようお願いする。